

日本工業大学専門職大学院の任期を定めた 教員の任用等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本工業大学専門職大学院（以下「本専門職大学院」という。）において、教育研究上の能力または業績を有する教育職員（以下、「教員」という。）相互の教育・学問的交流が不断に行われる状況を創設し、本専門職大学院における教育研究の活性化と発展を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」（平成9年法律第82号。以下「任期制法」という。）第4条第1項および第5条第2項に基づき、日本工業大学（以下「本学」という。）において任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）の任用について定める。

(任期付教員)

第2条 本専門職大学院において教学上必要があると認めるときは、任期付教員を任用する事ができる。

2 この規程における任期付教員とは、次の者を対象とする。

- (1) 任期付教授・准教授
- (2) 特任教授

(任期等)

第3条 任期付教員の任用の期間については別に定める。

(任用手続)

第4条 任期付教員の任用に関する事項は、学長および研究科長の推薦に基づき、理事会の議を経て、理事長が決定する。

(労働契約)

第5条 任期付教員を任用する場合は、別に定める文書により、学校法人日本工業大学と当該任用される者との間で、任期ならびに勤務条件を定めた契約または労働条件通知書をもって通知するものとする。

2 労働契約は、任期付教員の申し出により途中解約することが出来る。ただし、解約の日は、教育研究に支障のないよう双方協議のうえ決定するものとする。

(就業、給与等)

第6条 任期付教員の給与及び待遇については、別に定める。

(業績審査)

第7条 第2条第2項1号および2号の任期付教員の任用にあたっては、任期中において理事長の囑任する人事委員会の業績審査を受けなければならない。

2 前項の業績審査は、次の各号に関する事項について行う。

- (1) 教育に関する事項
- (2) 研究に関する事項
- (3) 本学の管理運営及び社会等への貢献に関する事項
- (4) その他、業績審査に必要な事項

3 人事委員会は業績審査の結果を添えて、理事長に上申する。

(再任用)

第8条 第2条第2項1号および2号の任期付教員を再任用する場合には、前条第3項に基づき、理事会の議を経て理事長が決定する。

2 前項により再任用をするときは、任期満了3ヶ月前までに決定し、当該教員に通知する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科長及び学長の意見を聴き、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

(規程の公表)

第10条 この規程の制定及び改廃は公表する。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

2 この規程によりがたい事態に対しては、理事会の議を経て、理事長が定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は理事会の議を経て理事長が決定する。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年11月27日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。